

篠 監 公 表 第 5 号
平成 24 年 11 月 16 日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 林 茂

篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成24年9月19日に提出のあった篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

篠山市職員措置請求に係る監査結果

(平成24年9月19日提出分)

平成24年11月

篠山市監査委員

篠山市職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求の受付

平成24年9月19日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく篠山市職員措置請求書の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市*****

氏 名 *****

2 請求の概要

(1) 請求の要旨

篠山市長及び決裁者は、公金を社会福祉法人篠山市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)に対して不当に支出している。

不当に公金の支出、若しくは財産の管理を怠る事実がある。

この違法行為による補助金の支出は、財務会計上、不当である。

市は永年にわたり社協に対して多額の職員人件費補助金を支出している。

社協は、市民の税金からも補助金として社協に多額の補助金が支出されている。

その額は職員15名分60,035,000円である。

市は社協の要求を詳細にチェックすることなく決裁しているといわざるを得ない。

何故ならば、4月5日に申請許可を提出したが、4月7日に市長名で補助金交付決定書が発行されている。

6千万円余の金額の決裁にして安易な決裁であり不当な公金の支出である。

また、管理職が時間外勤務手当を受給しているが、一般的な企業であれば管理職には時間外勤務手当を支給しない。

また1名は通勤手当を年額562,032円も受け取っている。これまた理解に苦しむ。この職員はそれだけの通勤費を支払っても必要な人材なのであろうか？

幹部職員は人件費だけは高額であるが、経営能力や新規事業などの立案能力が著しく欠如している。何度か面談したが期待は持てない。

職員の人件費は、最高で1人8,223,079円、7,563,298円、5,946,117円、4,502,791円、4,259,649円、4,029,756円等、非常に高額であり市民感覚では許しがたい。

汗水垂らして働きわずかな収入の中から納めた「税金」が高額な給与として支払われていることに憤りを思えるのは私だけではなく全ての市民がそのように思

うのではないだろうか。

市長及び決裁者は、社協が自らの収益で給与を支払うように抜本的な改革を促すように勧告されたい。

また、事務局長のポストが健康福祉部長の天下りポストになり総額で2,787,886円の給与が税金から支給されている。新しい事業や財政再建、組織改革をするためには事務局長を公募制にすることが望ましい。

管理職の削減や職員削減、給与減額などにより一般から有能な人材を公募し事務局長の仕事に内容に応じて給与を設定することが望ましい。

社協に精査をせず安易に支払った人件費60,035,000円を市長及び決裁者は市に返還するよう求める。

財政が逼迫している本市は、これまでのように「安易」「なれ合い」「慣例」による助成金や補助金の支出はしてはならない。

市は社協との悪しき慣習を打破し、新しいかたちの社会福祉の担い手になるよう指導されたい。

補助金や助成金の決裁のあり方を根本的に改めることが篠山市行政改革大綱の実現につながる。同大綱には「4）財政援助団体の効率的運営の推進 財政援助団体の総点検を実施し、常勤役員などの削減を図るとともに、職員数・報酬の見直し、補助金・委託料などの財政支出の見直しを行い、廃止や統合を含めた経営改善の方策について検討します。

また、団体事務は、団体の自立を目指して、可能なものから事務局を市から団体へと移行していくことを検討します。」とあるこの大綱を遵守し実行することが真の財政改革になる。

これに基づき社協に人件費の補助を減額するようとの勧告を求める。

(2) 事実を証する書面

- ア. 補助金交付申請書（社協から市長への平成23年4月5日付申請書）
- イ. 補助金交付決定通知書（市長から社協への平成23年4月7日付許可書）
- ウ. 平成23年度 人件費算出表（法人）と題する、人件費明細

3 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成24年9月24日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解し

て監査対象とし、項目(1)から(2)が「不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

ただし、補助金の額について、請求人は本件措置請求書で60,035,000円の補助金支出を特定して、本件措置請求を行っているが、本件補助金は複数回に分けて支出がされ、概算払①平成23年4月28日に17,671,000円、概算払②同年7月29日に12,200,000円、概算払③同年10月11日に18,444,000円、概算払④同年12月12日に11,720,000円となっており、その後精算を経て平成24年3月31日に57,652,641円で確定していることから、監査の対象は1年以内に支出されている概算払③以降とした。

- (1) 平成23年4月5日の補助金交付申請から同年同月7日の補助金交付決定に関し、詳細にチェックすることなく決裁をしているとすることについて
- (2) 管理職が時間外勤務手当を受給しているとすることについて

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

次の件については、監査の対象事項としなかった。

- ア. 上記概算払①及び概算払②の支出
- イ. 社協事務局長のポストが市健康福祉部長の天下りポストであるとの点

(2) 監査の対象としなかった理由

上記(1)アについて、自治法第242条第2項により、職員措置請求は、正当な理由がある場合を除き、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないものである。

また、上記(1)イについて、措置請求は、財務会計上の行為等が違法又は不当と推定されるよう個別的、具体的にその理由及び事実を摘示する必要があるところ、本件措置請求に関する請求内容、事実を証する書面のいずれから、事務局長のポストが天下りポストになっているとする理由やそのことで、補助金にどのような影響が生じているかなどが明確となっていない。

2 監査対象部局

保健福祉部福祉総務課

3 関係職員陳述

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成24年10月16日に保健福祉部福祉総務課の関係職員から陳述の聴取をした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成24年10月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成24年10月9日付けで請求人から陳述を希望しない旨連絡があり、陳述は行われなかった。

また、追加証拠の提出もなかった。

第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。

したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

(1) 事実関係の確認

今回実施した関係職員陳述等により次のとおり事実関係を確認した。

ア. 社協からの補助金交付申請日は平成23年4月5日である。

イ. 同交付決定日は平成23年4月7日である。

ウ. 補助金は一部の社協職員の人件費補助が条件とされている。

エ. 補助金は複数回に分けて支出されている。

オ. 平成23年度の補助金の額は平成24年3月31日に実績報告がされており、57,652,641円で確定されている。

カ. 市が補助金の対象とする時間外勤務手当は、給料の5%を上限としている。

キ. 社協管理職には管理職手当が支給されており、時間外勤務手当は支給されていない。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、平成23年4月5日の補助金交付申請から同年同月7日の補助金交付決定に関し、詳細にチェックすることなく決裁をしているとすることを、安易な決裁であるとし、また、一般的な企業であれば管理職には時間外勤務手当が支給されないのに、社協は管理職が時間外勤務手当を受給しているとしている。

これらのことが、不当な公金支出にあたりと主張しているので、この点について判断する。

判断(1)

まず、本件の補助金支出の妥当性について判断する。

市が社協に対し、補助金を支出する根拠は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)

第58条第1項であり、必要があると認めるときは、当該地方公共団体の条例で定める手続に従い社会福祉法人に対し、補助金を支出することができる」とされている。

そこで、本市においても篠山市社会福祉法人の助成に関する条例(平成11年条例第98号。以下「助成条例」という。)が制定されており、その他様式等詳細は篠山市補助金交付規則(平成17年規則第25号。以下「交付規則」という。)によることになっている。

このことから、本件の補助金は社会福祉法人である、社協に交付されたものであり、手続きについても助成条例及び交付規則に則ったものであることから、補助金の交付自体に問題がない以上、不当性はない。

また、補助金交付申請から補助金交付決定までの期間を捉えて、安易な決裁であるとの点について、当局に確認したところでは、交付申請から交付決定までは2日間であるものの、あらかじめ平成23年度当初予算の積算や要求にあたり協議を行っており、交付申請時に始めて提示されたものではないので、短期間での確認は容易であるとの見解を得た。

そのことについて、判断すれば、補助金の交付のためには当然に予算が必要であるところ、4月5日の交付申請から予算要求したのでは、予算の裏づけなしに交付決定をすることになるため、事前の準備が必要であるとの当局の主張は妥当である。

そして、決裁期間についても、その期間が短いことが直ちに、安易であるとの請求人主張は採用できないことは勿論であるが、本件は前述のとおり、事前準備が十分になされていると解する方が妥当である。

したがって、補助金の交付手続きに不当性はないと判断する。

なお、社協の事業内容等から、社協に対し補助金を交付することに公益上の必要性があることは、当然に理解できるところである。

判断(2)

次に管理職が時間外勤務手当を受給しているとするについて判断する。

事実を証する書面ウによれば、時間外勤務手当の欄はあるものの、管理職手当の欄はない。

この点、当局に確認したところ、4名が管理職に該当し、時間外勤務手当の欄に金額が入っているうち4名については、社協において管理職としての位置づけがされている。しかし、市では管理職の取り扱いについて、篠山市職員の給与に関する規則(平成11年規則第36号)に規定されている職務の級と職名を比較すると、管理職の範囲に該当しないため、人件費の補助金交付に際しては、管理職ではない職員と同等の扱いで時間外勤務手当として給料の5%を限度として交付していると主張した。

そこで、当職で確認したところ、確かに該当4名には管理職手当が支給されており、時間外勤務手当は支給されていなかった。

したがって、社協では管理職手当を支給されているが、市は補助金の交付に関しては、管理職との取り扱いをせず、一般職員と同様に時間外勤務手当として、給料の5%相当額を限度に支給をしたものと認められる。

なお、給料の5%相当額は管理職手当よりも低い額である。

しかし、この算出表が非常にわかりにくいものとなっているため、情報公開請求により開示された情報をもとに、請求人が管理職にも時間外勤務手当が支給されていると認識されたのであって、当局側の配慮が足らなかったのではないかと考える。

もっとも、社協の給与規程等でも管理職には時間外勤務手当を支給しないことになっており、先述のとおり現に支給の実績がないので、請求人が主張するような不当性はないものである。

また、本件措置請求書に通勤手当のことも記載されているが、通勤距離の遠近については、措置請求に馴染まないものの、支給額は規程どおり適正に支給されており不当性はない。

以上判断(1)及び(2)から、補助金の交付自体とその手続き、いずれも不当性がないので、請求人が当職に対し、市長及び決裁者が安易に支払った人件費補助金60,035,000円、ただし監査対象は27,781,641円を市に返還することを求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

第4 意見

本件措置請求についての監査委員の判断及び監査結果は以上のとおりであるが、市長に対し人件費補助の適正化について次のとおり意見する。

- 1 本件の人件費補助にあたり、市は社協の管理職を管理職として認めず、一般職員と同列に給料の5%を上限に時間外勤務手当として補助しているが、管理職の取り扱いについては、社協の管理職としての職責で業務を行っていることから、妥当性をもった取り扱いとなるよう、十分検討し補助されたい。
- 2 社会福祉法その他諸規定に基づき補助金の支出をすること自体に問題はないが、社協は福祉に関する多くの事業を展開されていることから、引き続き法人の根幹をなす運営事業、自主事業及び委託事業など、それぞれの事業を的確に把握し、補助対象事業が混同することのないよう適正に補助を行われたい。